

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成31年1月15日

関東地方整備局 利根川上流河川事務所
事務所長 三橋 さゆり

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

なお、本案件に係る見積決定及び契約締結は、当該案件に係る平成31年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです

本案件は、契約手続き等について、一部を除き、上記利根川上流河川事務所長とは別の事務所（関東地方整備局江戸川河川事務所）において行う案件です。

1. 当該招請の主旨

本件は、利根川上流河川事務所の既設の揚排水ポンプ設備（以下「当該設備」という。）の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、設備の機能・性能に影響を及ぼす「分解整備や設備更新等の修繕工事」とする。修繕工事とは、設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）」させるために行う工事であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備はその機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき設計・開発・製作・据付したもので、修繕工事を行う際には高度で高い信頼性が求められるとともに、関連する各設備との調整を図りつつ工事を行わなければならない、当該設備に関する高い技術力が必要不可欠である。

よって、当該設備を修繕する必要が生じた際は、当該設備の工事に必要な技術を有している法人等（以下「特定の法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の法人等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修繕工事を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人等を修繕工事受注予定者とする。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修繕工事受注予定者を決定する。

また、当事務所は当該設備に修繕の必要性が生じたときのみ、本公示の手続きによって特定された修繕工事受注予定者と修繕工事に関する工事契約を結ぶこととし、修繕の必要性が生じなかった場合は契約手続きを行わないこととする。ただし、本公示による手続き後に当事務所が修繕工事を依頼できる期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2. 施工概要

- (1) 件名 H31利根川上流河川事務所揚排水ポンプ設備修繕
- (2) 対象設備 別表「対象設備一覧表」参照
- (3) 施工内容 利根川上流河川事務所の既設の揚排水ポンプ設備について、別途修繕工事の契約手続きを行った際、当該設備の修繕工事を行うこと。
修繕工事の施工に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち機械設備工事について、定期受付において平成31年1月31日までに申請を行い受理されている者で、平成31年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

2) 技術力に関する要件

- ①設備毎に検査・試験に関する自らの体制を証明できること。
- ②発注者からの修繕に関する問い合わせに対応できる体制が整っていること。

3) 実績に関する要件

設備毎に、過去に元請けとして完成・引渡が完了した同種・同規模の揚排水ポンプ設備を「自ら製作・据付」した実績を有すること（別紙「応募要件付表」参照）。

なお、「自ら製作・据付」とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプ設備を現地に据付し、試運転までを実施した場合とする。

4) 工事施工体制について

本手続きにおいては、対象となる修繕工事の内容が事前に確定しているものではないことから、配置予定技術者を応募要件に設定しないが、本手続きによる修繕工事の契約時には揚排水ポンプ設備に関する知識を有し、新設又は修繕工事に携わった経験を有する監理（主任）技術者を配置するものとする。

4. 手続等

(1) 担当部局

1) 契約関係

〒287-0005 千葉県野田市宮崎134
江戸川河川事務所 経理課（利根川上流担当）
電話 04-7125-7312
FAX 04-7123-1901

2) 技術関係

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1
利根川上流河川事務所 施設管理課
電話 0480-52-3961
FAX 0480-52-9836

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 説明書を上記(1)1)の問い合わせ先で交付する。

交付期間は平成31年1月15日から平成31年2月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

2) 希望者には、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1)1)に持参することにより電子データを交付するので、予め上記(1)1)の問い合わせ先に申し出ること。また、郵送による場合には、予め上記(1)1)の問い合わせ先に連絡し、上記(1)1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成31年2月4日（月）16時00分

提出場所：上記(1)2)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくはFAX（着信を確認すること）による。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。

平成31年2月25日（月） 17時15分

(4) 本公示の応募資格は、3. (1)1)②に掲げる競争参加資格の申請を平成31年1月31日までにに行い受理されている者で、平成31年4月1日に認定がなされている者であることが条件となり、平成31年4月1日に競争参加資格の認定がなされていない場合は、応募要件の満たない者のした参加意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、応募は無効となる。

(5) 本公示に対する応募の単位は、別表「対象設備一覧表」の設備毎とし、一つの参加意思確認書で複数の設備の修繕希望を応募することはできない。

(6) 詳細は説明書による。

別表

対象設備一覧表(排水ポンプ①)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		機側操作盤類	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		補助継電器盤類	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		系統機器盤類	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		遠隔監視設備	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		主配管	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		吐出弁	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		逆流防止弁	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
③	主原動機	ディーゼル機関	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機(流体継手付き)	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料小出槽	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料移送ポンプ	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	冷却装置(管内クーラ)	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		膨張タンク	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		清水ポンプ	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
⑦	始動系統機器設備	空気圧縮機	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		自家発電機装置	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	休泊川排水機場	(株)荏原製作所	

別表

対象設備一覧表(排水ポンプ②)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		機側操作盤類	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		系統機器盤類	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		遠隔監視設備	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
②	主ポンプ設備	横軸斜流ポンプ	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		主配管	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		吐出弁	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		管理運転弁	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		逆流防止弁	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
③	主原動機	ディーゼル機関	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		排気消音器	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		遠心クラッチ	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		燃料小出槽	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		燃料移送ポンプ	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	冷却水ポンプ	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		熱交換器	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
⑦	始動系統機器設備	真空ポンプ	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		空気圧縮機	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		始動空気槽	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
⑧	清水系統機器設備	給水ポンプ類	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		水槽類	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		自家発電装置	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	新堀川排水機場	(株)日立製作所	
		蓄電池	新堀川排水機場	(株)日立製作所	

別表

対象設備一覧表(排水ポンプ③)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		機側操作盤類	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		補助継電器盤類	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		系統機器盤類	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		遠隔監視設備	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		主配管	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		吐出弁	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		逆流防止弁	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
③	主原動機	ガスタービン(減速機内蔵)	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		燃料小出槽	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		燃料移送ポンプ	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		自家発電機	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	谷田川排水機場	㈱西島製作所	
		蓄電池	谷田川排水機場	㈱西島製作所	

対象設備一覧表(排水ポンプ④)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	機側操作盤類	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
②	主ポンプ設備	両吸込横軸渦巻ポンプ	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
		主配管	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
		吐出弁	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
		逆流防止弁	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
③	主原動機	電動機	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	冷却水ポンプ	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
⑦	始動系統機器設備	真空ポンプ	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
⑩	受変電設備	高圧受電盤	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	
		変圧器盤	谷田川第2排水機場	㈱荏原製作所	

対象設備一覧表(排水ポンプ⑤)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		機側操作盤類	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		遠隔監視設備	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		主配管	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		吐出弁	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		逆流防止弁	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
③	主原動機	ガスタービン(減速機内蔵)	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料小出槽	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料移送ポンプ	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		自家発電装置	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	谷田川第1排水機場	(株)荏原製作所	

対象設備一覧表(排水ポンプ⑥)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	監視操作盤類	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		機側操作盤類	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		補助継電器盤類	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		系統機器盤類	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		遠隔監視設備	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		計装設備(水位計、センサ類)	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		水中ポンプ	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		主配管	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		吐出弁	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		逆流防止弁	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
③	主原動機	ディーゼル機関	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
⑤	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料小出槽	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料移送ポンプ	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	冷却装置(管内クーラ)	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		冷却装置(クーリングタワー)	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		冷却水ポンプ	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
⑦	始動系統機器設備	空気圧縮機	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
⑨	自家発電設備	発電機盤	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		自家発電装置	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
⑩	受変電設備	電源引込盤類	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
⑪	直流電源設備	直流電源盤	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	蓮花川排水機場	(株)荏原製作所	

別表

対象設備一覧表(揚水ポンプ①)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	集中操作設備	渡良瀬貯水池機場	(株)クボタ	
		監視盤類	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		機側操作盤類	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		補助継電器盤類	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		系統機器盤類	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		計装設備(水位・流量計、センサ類)	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
②	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		主配管	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		吐出弁	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		逆流防止弁	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
③	主原動機	電動機	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		始動器、回転速度制御器	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
		電動機用変圧器	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
④	動力伝達装置	歯車減速機	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	
⑥	冷却水系統機器設備	潤滑水ポンプ	渡良瀬貯水池機場	(株)鶴見製作所	

対象設備一覧表(揚水ポンプ②)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	ポンプ盤類	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	
		計装設備(水位計)	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	
②	主ポンプ設備	コラム型水中軸流ポンプ	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	
		主配管	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	
		逆流防止弁	ヨシ原浄化取水機場	(株)電業社機械製作所	

対象設備一覧表(揚水ポンプ③)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	ポンプ盤類	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	
		計装設備(水位計)	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	
②	主ポンプ設備	コラム型水中軸流ポンプ	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	
		主配管	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	
		逆流防止弁	ヨシ原浄化第2取水機場	(株)電業社機械製作所	

対象設備一覧表(揚水ポンプ④)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
①	監視操作制御設備	ポンプ盤類	ヨシ原浄化送水機場	クボタ機工(株)	
		計装設備(水位計)	ヨシ原浄化送水機場	クボタ機工(株)	
②	主ポンプ設備	コラム型水中軸流ポンプ	ヨシ原浄化送水機場	クボタ機工(株)	
		主配管	ヨシ原浄化送水機場	クボタ機工(株)	

応募要件付表

No	設備名称	応募要件		備考
		1) 基本的要件	3) 実績に関する要件	
		競争参加資格(※1)	施工実績(企業)	
		機械設備工事	同種・同規模の施工実績(経験)(※2)	
①	監視操作制御設備	○	○	
②	主ポンプ設備	○	○	
③	主原動機	○	○	
④	動力伝達装置	○	○	
⑤	燃料系統機器設備	○	○	
⑥	冷却水系統機器設備	○	○	
⑦	始動系統機器設備	○	○	
⑧	清水系統機器設備	○	○	
⑨	自家発電設備	○	○	
⑩	受変電設備	○	○	
⑪	直流電源設備	○	○	

※1: 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)一般競争(指名競争)入札参加資格

※2: 下記に参加を希望する設備の揚排水機場毎の「同種・同規模」は下表のとおり

同種・同規模の定義

No	揚排水機場名称	同種	同規模	備考
排①	休泊川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒10m ³ 以上であること。	
排②	新堀川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が横軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒2.5m ³ 以上であること。	
排③	谷田川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒10m ³ 以上であること。	
排④	谷田川第二排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が横軸渦巻式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒3.3m ³ 以上であること。	
排⑤	谷田川第一排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒4.95m ³ 以上であること。	
排⑥	蓮花川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒5m ³ 以上であること。	
揚①	渡良瀬貯水池機場	河川における利水を目的とした揚水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒10m ³ 以上であること。	
揚②	ヨシ原浄化取水機場	河川における水中ポンプであること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒1.25m ³ 以上であること。	
揚③	ヨシ原浄化第2取水機場	河川における水中ポンプであること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒1.25m ³ 以上であること。	
揚④	ヨシ原浄化送水機場	河川における水中ポンプであること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が毎秒2.5m ³ 以上であること。	